

関西みらい「TIMO」取引に関する特約

以下の関西みらい「TIMO」取引に関する特約は、関西みらい「TIMO」をご利用のお客さまに適用されます。

1. (TIMO普通預金にかかる特約)

- (1) 関西みらい「TIMO」サービス規定に基づきTIMO普通預金（以下「本預金」といいます）を取扱うにあたっては、本特約に別段の定めのある場合を除き、普通預金規定、総合口座取引規定を適用します。
- (2) 普通預金を本預金に変更することができます。この場合、変更した時点で通帳は使用できなくなります。
- (3) 本預金については、原則ATM、マイゲートならびに、りそなグループアプリでお取引いただけます。
- (4) 本預金を当社の店頭で払戻しするときまたは解約するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、本預金のキャッシュカードとともにご提出ください。
なお、預金者本人を確認できる当社所定の資料を併せてご提出いただく場合もあります。

2. (定期預金等にかかる特約)

- (1) 本預金を振替指定口座として、マイゲートおよびりそなグループアプリで口座開設する円貨定期預金、円貨積立式定期預金、外貨普通預金、外貨定期預金（上記4科目の預金を併せて、以下「定期預金等」といいます）については、通帳を発行いたしません。但し、振替指定口座が解約された場合には、同時に定期預金等について本条の適用がなくなり、通帳を発行します。この場合、手数料は不要です。
- (2) りそなグループアプリで無通帳への切替に同意のうえ、お申込みいただいた場合には、無通帳への切替以降、本預金を振替指定口座とする定期預金等の通帳は使用できなくなります。但し、振替指定口座が解約された場合には、同時に定期預金等について本条の適用がなくなり、通帳を発行します。この場合、手数料は不要です。
- (3) 定期預金等については、原則マイゲートやりそなグループアプリでお取引いただけます。ATMでのご利用はできません。
- (4) 通帳が発行されていない外貨普通預金については、「関西みらいATM外貨預金振替サービス」のご利用はいただけません。
- (5) 定期預金等が以下に該当する場合は、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、本預金のキャッシュカードとともにご提出ください。
なお、預金者本人を確認できる当社所定の資料を併せてご提出いただく場合もあります。
 - ① 当社の店頭で払戻しする、または解約する、または書替継続するとき
 - ② 定期預金等の利息を指定口座へ入金できないとき
 - ③ 中間利息定期預金を定期預金とともに解約もしくは書替継続するとき
 - ④ 中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するとき
- (6) 定期預金等が以下に該当する場合は、通帳に代えてキャッシュカードをご提出ください。
 - ① 定期預金等を店頭で預入れするとき
 - ② 受け入れた証券類が不渡りになったとき
 - ③ 借入金等の債務と相殺するとき
- (7) 定期預金等は、本特約に別段の定めのある場合を除き、各定期預金規定および外貨普通預金規定、外貨定期預金規定（自動継続）《通帳制》、外貨定期預金規定（非自動継続、自動解約入金）《通帳制》（以下、これらを「定期預金等規定」という）を適用します。
- (8) 定期預金等規定における利率、満期日、中間利払利率、中間利払日、通貨等については、マイゲートの定期預金明細照会または外貨定期預金預入明細照会等にて表示されます。なお、定期預金種類の別による上記項目の読替については、マイゲートの所定のページに記載します。一部の定期預金等については、りそなグループアプリでもご確認いただけます。

3. (取引内容の確認)

- (1) 本預金および定期預金等のお取引の明細は、当社がマイゲートで提供する「総合ステートメント」等でご確認下さい。
- (2) 本預金を解約、または普通預金へ変更した場合は、解約日の属する月の総合ステートメントは作成されません。解約日の月初から解約日までのお取引の明細が必要な場合は、当社のお取引店でご照会いただけます。

4. (変更等)

- (1) この規定の各条項にもとづくその他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2021年2月18日現在)